

## 障害者介助等助成金

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者を労働者として雇用する事業主が、その雇用を継続するために障害の種類又は程度に応じた助成対象となる措置（障害者が主体的に業務を実施するために必要な介助又は適切な雇用管理等をいいます。）を実施する場合に、その費用の一部を期間を定め助成するものです。

### 職場介助者の配置又は委嘱

#### 申請できる事業主

1. 障害者が主体的に業務を遂行するために必要不可欠な介助の業務を担当する者(職場介助者)を配置又は委嘱する事業所の事業主。
2. 職場介助者の配置又は委嘱を行わなければ、障害者の雇用の継続を図ることが困難であると認められる事業所の事業主。

#### 支給額及び支給期間等

助成率	助成金の種類	対象障害者	支給限度額
3/4	職場介助者の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務的業務に従事する重度視覚障害者</li> <li>・重度四肢機能障害者</li> </ul>	1人につき月15万円
	職場介助者の委嘱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務的業務に従事する重度視覚障害者</li> <li>・重度四肢機能障害者</li> </ul>	委嘱1回につき1万円 (年150万円まで)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務的業務以外の業務に従事する重度視覚障害者</li> </ul>	委嘱1回につき1万円 (年24万円まで)

支給期間 最大10年間